

平成16年度第5回経営協議会議事要録

日 時：平成16年11月18日(木) 14:00～16:10

場 所：特別会議室(事務局3階)

出席者：崎元 達郎、足立 啓二、平山 忠一、大迫 靖雄、長木 正治、良永彌太郎、谷口 功、
三池 輝久、稲垣 精一、井上 孝美、園田 頼和、星子 邦子、丸野香代子、
鎌水 洋

欠席者：小野 友道、小田切優樹、江口 吾朗、小堀 富夫、田川 憲生、平田 耕也

議事要録の確認

第4回会議議事要録の確認があった。

議 事

1. 熊本大学の運営について「テーマ：人事、労務、予算、財務」

大迫理事から、テーマ「人事・労務」として、資料1-1に基づき、「人事労務の今後の方向」を課題に説明があり、本学における適正な人事制度の確立等に関し、意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおりである。

- ・事務の合理化を進める上では、自己点検による見直しが前提である。
- ・事務合理化の1つとして、電子会議システムの導入について検討してはどうか。
- ・人事の合理化のためには、早期退職の勧奨だけでは不十分であり、任期制の拡大及び実施に取り組むべきである。
- ・採用制度を見直し、ポスドク等、優秀な若手研究者を積極的に採用できる制度の確立が必要である。公募制、任期制の拡大の検討に併せて検討してはどうか。
- ・事務職員については、研修等による教員への配置換等、教育研究職への道についても検討してはどうか。
- ・任期制の導入に当たっては、任期終了後の出口の問題があるため、全国的な実施が必要である。
- ・研究者には「考える時間」が必要である。会議の合理化等により時間を作る努力をして欲しい。
- ・大学には「コスト」の観念がない。会議時間短縮の原則化及び特定の者への権限委譲による合理化を推進すべきである。
- ・大学はサービス業であり、学生は客である。事務職員は、サービスとは何かを常に考えるべきである。
- ・評価制度については、出来るだけ早期に導入すべきである。
- ・「なぜ出来ないか」でなく「どうしたら出来るか」という前向きな議論を集中して行えば、会議時間は短縮できるのではないか。

引き続き長木理事から、テーマ「予算・財務」として、資料1-2に基づき、「熊本大学の予算・財務における現状と課題」について説明があり、主に附属病院の経営課題等に関し、意見交換が行われた。

なお、議長から、本日の課題のうち「財務・予算」については、次回まで継続審議とすることとし、必要なデータ等があれば、事務局へ連絡いただきたい旨発言があった。

2．災害補償規則の整備について

議長から、業務上及び通勤途上の災害補償について、法人化前と同様の補償となるよう、関係規程を整備する必要があることから、本学就業規則を一部改正するとともに、「国立大学法人熊本大学職員災害補償規則（案）」を新たに作成したので、審議願いたい旨発言があり、次いで事務局から、資料2に基づき、改正内容等について説明があった後、審議の結果、「国立大学法人熊本大学職員災害補償規則（案）」について一部修正の上、了承された。

なお、議長から、本件については、今後、過半数代表者の意見を聴取の上、改正等の手続を進めたい旨発言があった。

3．退職時特別昇給廃止に係る規則改正について

議長から、平成16年5月に改正された人事院規則において、退職時特別昇給の条項が削除されたことに伴い、本学における退職時特別昇給に関する規定（国立大学法人熊本大学職員の初任給、昇格、昇級等の基準第32条第3号）を削除したい旨発言があり、次いで事務局から、資料3に基づき、改正の内容等について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、本件については、就業規則の変更となるため、過半数代表者の意見を聴取の上、改正手続を進めたい旨発言があった。

以 上

次回開催予定日：平成17年1月20日（木）14時

< 配布資料 >

資料1・人事労務の今後の方向（資料1-1）

・熊本大学の予算・財務における現状と課題（資料1-2）

資料2 災害補償関係規則の整備について 他

資料3 国立大学法人熊本大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する基準（案）
新旧対照表